

老人保健施設 アールそせい

入所利用約款

介護老人保健施設入所利用約款

(約款の目的)

第1条 老人保健施設アールそせい（以下「当施設」という。）は、要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護保険施設サービスを提供し、一方、利用者及び利用者を扶養する者又は身元を引き受ける者（以下「保証人」という。）が当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

(適用期間)

第2条 本約款は、利用者が介護老人保健施設入所利用同意書を当施設に提出したのち、初回利用日から効力を有します。但し、保証人記載内容に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。

- 2 利用者は、前項に定める事項の他、本約款、別紙1、別紙2及び別紙3の改定が行われないう限り、初回利用時の同意書をもって、繰り返し当施設を利用することができるものとします。
- 3 入所利用同意書の有効期間は最長3年間とします。

(利用者からの解除)

第3条 利用者及び保証人は、当施設に対し、退所の意思表示をすることにより、本約款に基づく入所利用を解除、終了することができます。

(当施設からの解除)

第4条 当施設は、利用者及び保証人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく入所利用を解除、終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立又は要支援と認定された場合
- ② 当施設において定期的に実施される入所継続検討会議において、退所して居宅において生活できると判断された場合
- ③ 利用者の病状、心身状態等が変化し、当施設での適切な介護保険施設サービスの提供可能な範囲を超えると判断された場合
- ④ 利用者及び保証人が、本約款に定める利用料金を2ヶ月以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず15日間以内に支払われない場合
- ⑤ 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の利用者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑥ 天災、災害、施設又は設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用することができない場合

(利用料金)

第5条 利用者及び保証人は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく介護保険施設サービスの対価として、別紙3の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。

- 2 当施設は、利用者及び保証人が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の

請求書を、毎月 7 日までに送付し、利用者及び保証人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の 20 日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。

- 3 当施設は、利用者又は保証人から、1 項に定める利用料金の支払いを受けたときは、領収書を発行いたします。

(記録)

第 6 条 当施設は、利用者の介護保険施設サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後 5 年間は保管します。

- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写(実費)を求めた場合には、原則としてこれに応じます。但し、保証人その他の者(利用者の代理人を含みます。)に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

(身体の拘束等)

第 7 条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由等を「緊急やむを得ない身体拘束に関する同意書」に記載することとします。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第 8 条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は保証人若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を別紙 2 のとおり定め、適切に取り扱います。また、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行うこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- ② 居宅介護支援事業所等との連携
- ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
- ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）

- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時の対応)

第 9 条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

- 2 当施設は、利用者に対し、当施設における介護保険施設サービスでの対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。

- 3 前2項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者及び保証人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

第10条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- 3 前2項のほか、当施設は利用者の家族等利用者又は保証人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

第11条 利用者及び保証人は、当施設の提供する介護保険施設サービスに対しての要望又は苦情等について、支援相談員に申し出ることができ、又は、備付けの用紙を管理者宛ての文書で1階ロビーに設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

(賠償責任)

第12条 介護保険施設サービスの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び保証人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用者の保証人及び連帯保証人)

第13条 利用者の保証人及び連帯保証人は、次の各号の責任を負うものとします。

- (1) 本契約書にかかる一切の債務履行の保証
- (2) 利用者の退所、転院の手続き及び受け入れ先の確保について利用者家族及び利用者への協力
- 2 前項(1)の保証については、その極度額を金五百万円とします。

(利用約款に定めのない事項)

第14条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は保証人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

付則

この約款は、平成25年8月1日より施行する。

平成27年	8月	1日	一部改訂
平成30年	7月	1日	一部改訂
令和2年	2月	2日	一部改訂
令和2年	4月	1日	一部改訂
令和3年	4月	1日	一部改訂
令和4年	4月	1日	一部改訂

<別紙1>

老人保健施設アールそせいのご案内
(令和6年4月1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

・施設名	老人保健施設アールそせい
・開設年月日	平成4年3月9日
・所在地	京都府京都市伏見区中島中道町87番地
・電話番号	075-603-7511
・FAX番号	075-603-7515
・管理者氏名	京嶌 和光
・介護保険指定番号	2650980010

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、医学的管理の下での看護・介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保険施設サービスを提供することで、利用者が能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く居宅での生活に戻ることができるように支援することを目的とした施設です。さらに、居宅に復帰する場合には、療養環境の調整なども行いますので、安心して退所いただけます。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[老人保健施設アールそせいの運営方針]

当施設は、3つのR（アール）を施設運営の理念とし、看護・介護、リハビリテーション、栄養課、介護支援専門員、支援相談員が連帯し、より質の高いケアを行うことにより、スムーズにご家庭へ復帰できるよう、心身の自立を支援する施設です。

R I C H（リッチ）	豊かでゆとりのあること。
R E C O V E R Y（リカバリー）	回復して家庭へ復帰すること。
R E F R E S H（リフレッシュ）	さわやかな気分になること。

(3) 入所定員等

・定員	100名
・療養室	ユニット型個室

(4) 職員の勤務体制

	常勤換算方にて	
・管理者（医師）	1. 0名以上	常勤
・薬剤師	0. 4名以上	
・看護職員	9. 5名以上	
・介護職員	24. 0名以上	
・支援相談員	1. 0名以上	常勤(1名以上)
・介護支援専門員	1. 0名以上	常勤(1名以上)
・事務職員	1. 0名以上	
・理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士	1. 0名以上	
・管理栄養士	2. 0名以上	常勤(1名以上)
・調理師	必要人数	

2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② リハビリテーション計画の立案
- ③ 食事、療養食（食事は原則として食堂でおとりいただきます）
 - 朝食 8時00分～ 9時00分
 - 昼食 12時00分～13時00分
 - 夕食 18時00分～19時00分
- ④ 入浴（一般浴槽のほかに入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- ⑤ 医学的管理・看護
- ⑥ 介護
- ⑦ 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）
- ⑧ 相談支援サービス
- ⑨ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑩ 行政手続代行
- ⑪ その他
 - * これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、ご相談ください。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科医療機関に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合は、速やかに対応いたします。

- ・ 協力医療機関、協力歯科医療機関：
 - ・ 名 称 医療法人社団 蘇生会 蘇生会総合病院
 - ・ 住 所 京都市伏見区下鳥羽広長町101番地
 - ・ 電話番号 075-621-3101

- ・ 他施設の紹介：

当施設での対応が困難な状態になったり、専門的な対応が必要になったりした場合には、保証人と相談の上、適切な機関を紹介させていただきます。

4. 施設利用に当たっての留意事項

- ・ 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上が

りいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。

- ・面会・消灯

面会時間 平日（月～金）： 9：00～19：00

土・日・祝日： 9：00～17：00

消灯時間 21：00

※面会時、1階事務所にて、面会簿への記入をお願いいたします。

※感染防止対策として、面会の制限や面会時間の変更等を行う場合があります。

- ・外出・外泊

施設へのお申し出（外出届）により、保証人（家族）同伴でお願いいたします。食事の配膳調整がありますので事前にご連絡ください。

- ・設備・備品の利用

車椅子、歩行器、ポータブルトイレ等の利用をご希望の方は、職員へご相談ください。

テレビ・・・ご希望の方は居室にテレビを設置しますので、別途お申し込みください。テレビの持ち込みはご遠慮ください。

コインランドリー・・・ 2階・3階にご用意しております。

電話の外部からのお取り次ぎは、「事務所→各ステーション→ご本人」となります。

その他、電気器具の持込みは事前にご相談ください。器具によってはお断りすることがあります。（電気器具をご使用される場合は別途料金が必要となります。）

- ・飲酒・喫煙

飲酒は、施設で提供する以外は禁止となっています。

敷地内は全て禁煙ですので、タバコはご遠慮ください。

- ・所持品・備品等の持ち込み

持ち物には必ずお名前をご記入ください。持ち物の紛失・破損については、責任を負いかねますので予めご了承ください。

また、食物類の持ち込みは、栄養面、衛生面での管理が困難となりますので、ご遠慮ください。

- ・金銭・貴重品の管理

紛失の原因になりますので、できるだけ持ち込まないよう、お願いします。なお、紛失された場合は責任を負いかねますので、ご了承ください。

- ・外泊時等の施設外での受診

施設を利用されている期間は、他病院、医院等での保険内受診・投薬は出来ませんのでご了承ください。外泊、外出中も同様です。ただし、当施設内では医師が必要と判断した方には、投薬いたします。

- ・理美容

老人保健施設アールそせい1階の理美容室がご利用いただけます。

＊理美容サービスは、別途料金をいただきます。予約及び精算は1階事務所にてお願いいたします。

・防犯カメラの設置

施設内の安全確保・強化を目的に、防犯カメラを設置しております。

5. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓
- ・防災訓練 年2回

6. 要望及び苦情等の相談

当施設には要望や苦情、生活支援などに対応する専門の担当者として、支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。ご相談は1階事務所にて承ります。（電話 075-603-7511）

①苦情解決責任者 施設長

②相談・苦情受付担当者 支援相談員

そのほか、1階ロビーに備えつけた「ご意見箱」をご利用ください。

また、下記の機関においても相談窓口が設置されていますので、ご利用ください。

① 市区町村の介護保険窓口

・伏見区役所保健福祉センター健康長寿推進課（075-611-2278）

・伏見区深草支所保健福祉センター健康長寿推進課

（075-642-3574）

・南区保健福祉センター健康長寿推進課

（075-681-3296）

・京都市保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課

（075-213-5871）

② 京都府国民健康保険団体連合会（国保連）介護保険課介護相談係

（075-354-9090）

7. 禁止事項

- ・当施設では多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動、火気・ペット・刃物等の持ち込み」は禁止します。

8. 第三者評価の実施状況

- ・調査実施年月日 ：令和4年9月2日
- ・評価機関の名称 ：一般社団法人京都府介護老人保健施設協会
- ・評価結果について：施設内に開示又は京都介護・福祉サービス第三者評価等支援機構のホームページより閲覧できます。

9. その他

当施設のパンフレットがご入用の場合は、受付にてご用意しておりますのでお申し出ください。

個人情報利用目的

(令和6年4月1日現在)

老人保健施設アールそせいでは、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔老人保健施設内部での利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

【当施設での取り扱いについて】

- ・居室における氏名の掲示を望まれない場合には、お申し出ください。ただし、事故防止・安全確保のためには、氏名の掲示が望ましいです。
- ・電話あるいは面会者からの、部屋番号等の問い合わせへの回答を望まれない場合には、お申し出ください。
- ・当施設で発行する機関紙及び当施設のホームページ等に、氏名、生年月日及び顔写真の掲載を望まれない場合には、お申し出ください。

入所利用者負担額

(令和 8 年 6 月 1 日現在)

1. 保険給付の自己負担額

【基本型】

	ユニット型個室		
	1 割	2 割	3 割
要介護 1	838 円	1, 676 円	2, 514 円
要介護 2	887 円	1, 773 円	2, 659 円
要介護 3	954 円	1, 908 円	2, 862 円
要介護 4	1, 012 円	2, 023 円	3, 035 円
要介護 5	1, 064 円	2, 128 円	3, 192 円

【在宅強化型】

	ユニット型個室		
	1 割	2 割	3 割
要介護 1	916 円	1, 831 円	2, 747 円
要介護 2	995 円	1, 990 円	2, 985 円
要介護 3	1, 064 円	2, 128 円	3, 192 円
要介護 4	1, 126 円	2, 251 円	3, 377 円
要介護 5	1, 181 円	2, 362 円	3, 543 円

- * 夜勤職員配置費として、上記施設サービス費に 1 日につき 2 5 円（1 割）又は 5 0 円（2 割）又は 7 5 円（3 割）が加算されます。
- * 短期集中リハビリテーションを実施し、入所時及び 1 月に 1 回以上日常生活動作等の評価を行うとともに、その評価結果等の情報を厚生労働省に提出した場合は、入所後 3 ヶ月に限って、短期集中リハビリテーション費Ⅰとして、1 日につき 2 7 0 円又は 5 4 0 円又は 8 0 9 円が加算されます。
- * 短期集中リハビリテーションを実施した場合は、入所後 3 ヶ月に限って、短期集中リハビリテーション費Ⅱとして、1 日につき 2 0 9 円又は 4 1 8 円又は 6 2 7 円が加算されます。
- * 入所者が退所後生活する居宅又は社会福祉施設等を訪問し、認知症短期集中リハビリテーションを実施した場合は、入所後 3 ヶ月に限って、認知症短期集中リハビリテーション費Ⅰとして、1 日につき 2 5 1 円又は 5 0 2 円又は 7 5 3 円が加算されます。
- * 認知症短期集中リハビリテーションを実施した場合は、入所後 3 ヶ月に限って、認知症短期集中リハビリテーション費Ⅱとして、1 日につき 1 2 6 円又は 2 5 1 円又は 3 7 7 円が加算されます。
- * 若年性認知症入所者に対して介護保健施設サービスを行った場合は、若年性認知症入所者受入費として、1 日につき 1 2 6 円又は 2 5 1 円又は 3 7 7 円が加算されます。
- * 基本型老健で加算型老健の基準を満たす場合は、在宅復帰・在宅療養支援機能費Ⅰとして、1 日につき 5 4 円又は 1 0 7 円又は 1 6 0 円が加算されます。
- * 在宅強化型老健で超強化型老健の基準を満たす場合は、在宅復帰・在宅療養支援機能費Ⅱとして、1 日につき 5 4 円又は 1 0 7 円又は 1 6 0 円が加算されます。
- * 外泊された場合には、1 日につき上記施設サービス費に代えて 3 7 9 円又は 7 5 7 円又は 1, 1 3 5 円となります。ただし、外泊の初日と施設に戻られた日は、入所日同様の扱いとなり、外泊扱いにはなりません。

- * 外泊時に、居宅サービスを利用された場合は、1日につき上記施設サービス費に代えて836円又は1,672円又は2,508円となります。ただし、外泊の初日と施設に戻られた日は、入所日同様の扱いとなり、外泊扱いにはなりません。
- * ターミナルケアを実施した場合は、1日につき、死亡日以前31日以上45日以下については76円又は151円又は226円、死亡日以前4日以上30日以下については168円又は335円又は502円、死亡日以前2日又は3日については951円又は1,902円又は2,853円、死亡日については1,986円又は3,971円又は5,957円が加算されます。
- * 急性期医療を担う医療機関の一般病棟への入院後30日以内に退院し、介護老人保健施設に入所した場合は、入所後30日に限って初期費Ⅰとして、1日につき63円又は126円又は189円が加算されます。
- * 入所後30日間に限って初期費Ⅱとして、1日につき32円又は63円又は94円が加算されます。
- * 再入所時に、栄養管理が大きく異なるため、当施設の管理栄養士が入院先の管理栄養士と連携し栄養ケア計画を策定した場合、再入所時栄養連携費として209円又は418円又は627円が加算されます。
- * 入所前後に退所後生活する居宅等を訪問して施設サービス計画を策定した場合は、入所前後訪問指導費Ⅰとして、471円又は941円又は1,411円が加算されます。さらに、施設サービス計画において具体的な目標を定め、退所後の支援計画を策定した場合は、入所前後訪問指導費Ⅱとして、502円又は1,004円又は1,505円が加算されます。
- * 退所時等支援等を行った場合は、下記料金が加算されます。
 - ① 試行的退所時指導加算
 - 利用者等に試行的な退所時に、退所後の療養指導を行った場合 ……
 - 3月の間に限り、1月に1回418円又は836円又は1,254円
 - ② 退所時情報提供加算Ⅰ
 - 利用者の主治医、または、福祉施設等（病院・診療所・介護保健施設を除く）に対し、文書をもって当施設での診療状況等を情報提供した場合
 - ……………523円又は1,045円又は1,568円
 - ③ 退所時情報提供加算Ⅱ
 - 利用者が入院する場合、医療機関に対し、文書をもって心身の状況、生活歴等を情報提供した場合 ……262円又は523円又は784円
 - ④ 入退所前連携加算Ⅰ
 - 入所前後に退所後に利用を希望する居宅支援事業者と連携し、退所後の居宅サービス等の利用方針を定め、退所時に居宅支援事業者に対し、文書をもって当施設での診療状況を情報提供し、居宅サービスの利用に関する調整を行った場合 ……627円又は1,254円又は1,881円
 - ⑤ 入退所前連携加算Ⅱ
 - 利用者の居宅支援事業者に対し、文書をもって当施設での診療状況を情報提供し、居宅サービスの利用に関する調整を行った場合
 - ……………418円又は836円又は1,254円
 - ⑥ 訪問看護指示加算
 - 退所後訪問看護が必要と認められ、訪問看護ステーションに対し、指示書を交付した場合 ……314円又は627円又は941円
- * 協力医療機関との間で、実効性のある連携体制を構築するため、利用者の情報共有を行う会議を定期的に行っている場合は、協力医療機関連携費として、1月につき、令和6年度は105円又は209円又は314円、令和7年度以降は53円又は105円又は157円が加算されます。

- * 栄養マネジメント強化費として、1日につき12円又は23円又は35円が加算されます。
- * 経口による食事摂取への支援を実施した場合は、経口移行費として、1日につき30円又は59円又は88円が加算されます。
- * 経口による食事摂取が継続できるよう栄養管理を行った場合は、経口維持費Ⅰとして、1月につき418円又は836円又は1,254円が加算されます。さらに、医師等の専門職が実施した場合は、経口維持費Ⅱとして、1月につき105円又は209円又は314円が加算されます。
- * 歯科衛生士が口腔衛生等の管理を月に2回以上行った場合は、口腔衛生管理費Ⅰとして、1月につき94円又は188円又は282円が加算されます。さらに口腔衛生等の管理に係る計画の情報等を厚生労働省に提出した場合は、口腔衛生管理費Ⅱとして、1月につき115円又は230円又は345円が加算されます。
- * 療養食を提供した場合は、1食につき7円又は13円又は19円が加算されます。
- * 入所前に6種類以上の内服薬が処方されている利用者に対して、評価・調整を行った場合は、退所時に下記料金が加算されます。
 - ① かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅰイ
入所前の主治医と連携して薬剤を評価・調整した場合
.....147円又は293円又は439円
 - ② かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅰロ
施設において薬剤を評価・調整した場合...74円又は147円又は220円
 - ③ かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅱ
かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅰイ又はロを算定し、服薬情報等を厚生労働省に提出した場合251円又は502円又は753円
 - ④ かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅲ
かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅱを算定し、退所時に、入所時と比べて1種類以上減薬した場合105円又は209円又は314円
- * 利用者の容体が急変した場合等、緊急時に所定の対応を行った場合は、別途料金をいただきます。
- * 肺炎、尿路感染症、带状疱疹、蜂窩織炎、慢性心不全の増悪について処置等を行った場合は、所定疾患施設療養費Ⅰとして7日を限度とし、1日につき250円又は500円又は750円か、所定疾患施設療養費Ⅱとして10日を限度とし、1日につき502円又は1,004円又は1,505円のいずれかを算定します。
- * 認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、個別に認知症の行動、心理症状の評価を計画的に行い、チームケアを実施した場合は、認知症チームケア推進費Ⅰとして、1月につき157円又は314円又は471円が加算されます。また、認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置している場合は、認知症チームケア推進費Ⅱとして、1月につき126円又は251円又は377円が加算されます。
- * 認知症の行動・心理症状が認められるため、緊急に介護保健施設サービスを行った場合は、入所後7日間に関し、認知症行動・心理症状緊急対応費として、1日につき209円又は418円又は627円が加算されます。
- * リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の情報を一体的に共有し、リハビリテーション実施計画の内容等の情報を厚生労働省に提出した場合は、リハビリテーション計画書情報費Ⅰとして、1月につき56円又は111円又は166円が加算されます。
- * リハビリテーション実施計画の内容等の情報を厚生労働省に提出した場合は、リハビリテーション計画書情報費Ⅱとして、1月につき35円又は69円又は104円が加算されます。
- * 褥瘡マネジメント費Ⅰとして、1月につき4円又は7円又は10円が加算されます。

- また、褥瘡の発生がない場合は、褥瘡マネジメント費Ⅱとして、1月につき14円又は27円又は41円が加算されます。
- * 排せつ支援を行った場合、排せつ支援費Ⅰとして、1月につき11円又は21円又は32円が加算されます。また、入所時と比較して、排尿・排便のどちらかが改善する又はおむつ使用ありから使用なしに改善した場合は、排せつ支援費Ⅱとして、1月につき16円又は32円又は47円が、排尿・排便のどちらかが改善するかつおむつ使用ありから使用なしに改善した場合は、排せつ支援費Ⅲとして、1月につき21円又は42円又は63円が加算されます。
 - * 自立支援に係る支援計画を策定し、医学的評価の結果等を厚生労働省に提出した場合は、自立支援促進費として、1月につき314円又は627円又は941円が加算されます。
 - * 利用者ごとの基本的な情報を厚生労働省に提出した場合は、科学的介護推進体制費Ⅰとして、1月につき42円又は84円又は126円が加算されます。また、加えて疾病の状況や服薬情報等の情報を提出した場合は、科学的介護推進体制費Ⅱとして、1月につき63円又は126円又は189円が加算されます。
 - * 安全対策体制費として、入所時に1回に限り、21円又は42円又は63円が加算されます。
 - * 当施設が協定指定医療機関との間で、感染症の発生時の連携体制を構築している場合は、高齢者施設等感染対策向上費Ⅰとして、1月につき11円又は21円又は32円が加算されます。さらに、届出を行った医療機関から当施設が3年に1回以上の感染防御等の実地指導を受けている場合は、高齢者施設等感染対策向上費Ⅱとして、1月につき6円又は11円又は16円が加算されます。
 - * 厚生労働大臣が定める感染症に感染した利用者に対し、感染対策を行ったうえで、介護保健施設サービスを行った場合は、新興感染症等施設療養費として月に5日を限度とし、1日につき251円又は502円又は753円を算定します。
 - * 見守り機器等のテクノロジーを複数導入し、利用者の安全並びにサービスの質の確保等の方策を検討し、改善活動を実施した場合は、生産性向上推進体制費Ⅰとして、1月につき105円又は209円又は314円が加算されます。また、見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入している場合は、生産性向上推進体制費Ⅱとして、1月につき11円又は21円又は32円が加算されます。
 - * サービス提供体制強化費として、1日につき23円又は46円又は69円が加算されます。
 - * 介護職員処遇改善費として、保険給付の自己負担額の9.7%が加算されます。

2. 利用料

- ①食費（1日当たり）＊・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1, 650円
（・朝食420円 ・昼食660円 ・夕食570円）
（ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が1日にお支払いいただく食費の上限となります。）
- ②居住費（療養室の利用費）（1日当たり）＊
・ユニット型個室・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3, 000円
外泊時に居室を確保している場合、居住費をいただくこととなります。
（ただし、居住費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている居住費の負担限度額が1日にお支払いいただく居住費の上限となります。）
- ＊上記①「食費」及び②「居住費」において、国が定める負担限度額段階（第1段階から3段階まで）の利用者の自己負担額については、《別添資料1》をご覧ください。
- ③特別な室料（1日当たり）
・4階・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 110円（内消費税10円）
4階のご利用を希望される場合にお支払いいただきます。なお、外泊時にも室料をいただくこととなります。
- ④日用品費（1日当たり）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 150円
石鹸、シャンプー、おしぼり等の費用であり、施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。
- ⑤教養娯楽費（1日当たり）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 150円
クラブやレクリエーション等で使用する折り紙、粘土等の材料や風船、輪投げ等の遊具、DVDソフト等の費用であり、施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。
- ⑤おやつ代（1日当たり）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 150円（内消費税 11円）
おやつを希望される場合にお支払いいただきます。
- ⑦行事費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ その都度実費をいただきます。
小旅行や観劇等の費用や講師を招いて実施する料理教室の費用で、参加された場合にお支払いいただきます。
- ⑧健康管理費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ その都度実費をいただきます。
インフルエンザ予防接種等に係る費用。予防接種を希望される場合にお支払いいただきます。
- ⑨私物の洗濯代、テレビ使用料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 実費を業者にお支払いいただきます。
業者に委託しています。利用者と業者との直接契約になります。
- ⑩理美容代・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ その都度実費をいただきます。
理美容をご利用の場合にお支払いいただきます。
- ⑪電気代（1日当たり）・・・・・・・・・・・・・・ 電気毛布等をご利用の場合にお支払いいただきます。
電気器具使用数… 1～2点 55円／日（内消費税 5円）
3～4点 110円／日（内消費税 10円）
5～6点 165円／日（内消費税 15円）
以下2点に付き50円UP（消費税別）
- ⑫その他の費用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ その都度実費をいただきます。
- ⑬文書料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4, 400円（内消費税400円）
当施設より他施設へ行かれる際、当施設で診断書を作成した場合にお支払いいただきます。

入所利用料

○利用者負担額のご説明（一日あたりお一人様）＜地域加算を含みます＞

項 目			ユ ニ ッ ト 型 個 室			
負担割合			1 割	2 割	3 割	
介護 保 険 一 部 負 担 分	基本型	要介護 1	838 円	1, 676 円	2, 514 円	
		要介護 2	887 円	1, 773 円	2, 659 円	
		要介護 3	954 円	1, 908 円	2, 862 円	
		要介護 4	1, 012 円	2, 023 円	3, 035 円	
		要介護 5	1, 064 円	2, 128 円	3, 192 円	
	負担割合			1 割	2 割	3 割
	在宅強化型	要介護 1	916 円	1, 831 円	2, 747 円	
		要介護 2	995 円	1, 990 円	2, 985 円	
		要介護 3	1, 064 円	2, 128 円	3, 192 円	
		要介護 4	1, 126 円	2, 251 円	3, 377 円	
		要介護 5	1, 181 円	2, 362 円	3, 543 円	
	負担割合			1 割	2 割	3 割
	夜勤職員配置加算			25 円	50 円	75 円
	短期集中リハビリテーション実施加算Ⅰ			270 円	540 円	809 円
	短期集中リハビリテーション実施加算Ⅱ			209 円	418 円	627 円
	認知症短期集中リハビリテーション実施加算Ⅰ			251 円	502 円	753 円
	認知症短期集中リハビリテーション実施加算Ⅱ			126 円	251 円	377 円
	若年性認知症入所者受入加算			126 円	251 円	377 円
	在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅰ・Ⅱ			54 円	107 円	160 円
	外泊時費用			379 円	757 円	1, 135 円
	外泊時費用（在宅サービスを利用する場合）			836 円	1, 672 円	2, 508 円
	ターミナル ケア加算		31 日以上 45 日以下	76 円	151 円	226 円
			4 日以上 30 日以下	168 円	335 円	502 円
			2 日又は 3 日	951 円	1, 902 円	2, 853 円
			死亡日	1, 986 円	3, 971 円	5, 957 円
	初期加算Ⅰ			63 円	126 円	189 円
初期加算Ⅱ			32 円	63 円	94 円	
再入所時栄養連携加算			209 円	418 円	627 円	
入所前後訪問指導加算Ⅰ・Ⅱ			471 円・502 円	941 円・1, 004 円	1, 411 円・1, 505 円	
試行的退所時指導加算			418 円	836 円	1, 254 円	
退所時情報提供加算Ⅰ			523 円	1, 045 円	1, 568 円	
退所時情報提供加算Ⅱ			262 円	523 円	784 円	
入退所前連携加算Ⅰ・Ⅱ			627 円・418 円	1, 254 円・836 円	1, 881 円・1, 254 円	
訪問看護指示加算			314 円	627 円	941 円	
協力医療機関連携加算（令和 6 年度）			105 円／月	209 円／月	314 円／月	
協力医療機関連携加算（令和 7 年度）			53 円／月	105 円／月	157 円／月	
栄養マネジメント強化加算			12 円	23 円	35 円	
経口移行加算			30 円	59 円	88 円	
経口維持加算Ⅰ			418 円／月	836 円／月	1, 254 円／月	
経口維持加算Ⅱ			105 円／月	209 円／月	314 円／月	
口腔衛生管理加算Ⅰ			94 円／月	188 円／月	282 円／月	

	口腔衛生管理加算Ⅱ	115 円／月	230 円／月	345 円／月
	療養食加算	7 円／食	13 円／食	19 円／食
	かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅰイ	147 円	293 円	439 円
	かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅰロ	74 円	147 円	220 円
	かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅱ	251 円	502 円	753 円
	かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅲ	105 円	209 円	314 円
	緊急時治療加算	542 円	1,083 円	1,624 円
	所定疾患施設療養費Ⅰ	250 円	500 円	750 円
	所定疾患施設療養費Ⅱ	502 円	1,004 円	1,505 円
	認知症チームケア推進加算Ⅰ	157 円／月	314 円／月	471 円／月
	認知症チームケア推進加算Ⅱ	126 円／月	251 円／月	377 円／月
	認知症行動・心理症状緊急対応加算	209 円	418 円	627 円
	リハビリテーション計画書情報加算Ⅰ	56 円／月	111 円／月	166 円／月
	リハビリテーション計画書情報加算Ⅱ	35 円／月	69 円／月	104 円／月
	褥瘡マネジメント加算Ⅰ	4 円／月	7 円／月	10 円／月
	褥瘡マネジメント加算Ⅱ	14 円／月	27 円／月	41 円／月
	排せつ支援加算Ⅰ	11 円／月	21 円／月	32 円／月
	排せつ支援加算Ⅱ	16 円／月	32 円／月	47 円／月
	排せつ支援加算Ⅲ	21 円／月	42 円／月	63 円／月
	自立支援促進加算	314 円／月	627 円／月	941 円／月
	科学的介護推進体制加算Ⅰ	42 円／月	84 円／月	126 円／月
	科学的介護推進体制加算Ⅱ	63 円／月	126 円／月	189 円／月
	安全対策体制加算	21 円	42 円	63 円
	高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ	11 円／月	21 円／月	32 円／月
	高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ	6 円／月	11 円／月	16 円／月
	新興感染症等施設療養費	251 円	502 円	753 円
	生産性向上推進体制加算Ⅰ	105 円／月	209 円／月	314 円／月
	生産性向上推進体制加算Ⅱ	11 円／月	21 円／月	32 円／月
	サービス提供体制強化加算	23 円	46 円	69 円
	介護職員処遇改善加算	介護給付費の 9.7%加算		
自己負担分	食費	1,650 円 朝：420 円 昼：660 円 夜：570 円		
	居住費	3,000 円		
	部屋代（4 階）	110 円（内消費税 10 円）		
	日用品費 ・ 教養娯楽費	150 円 ・ 150 円		
	おやつ代	150 円（内消費税 11 円）		
	電気代（電気器具ご使用の方）	電気器具使用数 1～2 点 55 円／日（内消費税 5 円） 3～4 点 110 円／日（内消費税 10 円） 5～6 点 165 円／日（内消費税 15 円） 以下 2 点に付き 50 円 UP（消費税別）		
	文書料	4,400 円（内消費税 400 円）		

※介護報酬の計算方法により、小数点以下を切り捨て又は切り上げをいたします。よって、上記金額×日数とならない場合がございます。また、特段の事情により、介護保険一部負担金が上記金額とならない場合がございます。

※介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算は、加算項目の有無により変動いたします。

※日用品費の内訳：シャンプー、リンス、石鹸、おしぼり、その他

※教養娯楽費の内訳：筆記用具、ゲーム、行事費、その他工作等必要物品

＜別添資料 1＞

「国が定める利用者負担限度額段階（第 1 ～ 3 段階）」
に該当する利用者等の負担額

- 利用者負担は、所得などの状況から第 1 ～ 第 4 段階に分けられ、国が定める第 1 ～ 第 3 段階の利用者には負担軽減策が設けられています。
 - 利用者が「利用者負担」のどの段階に該当するかは市町村が決定します。第 1 ～ 第 3 段階の認定を受けるには、利用者ご本人（あるいは代理人の方）が、ご本人の住所地の市町村に申請し、市町村より「介護保険負担限度額認定証」を受ける必要があります。この利用者負担段階について介護老人保健施設が判断・決定することはできません。また、「認定証」の提示がないと、いったん「第 4 段階」の利用料をお支払いいただくことになります。（「認定証」発行後、過払い分が「償還払い」される場合があります）
 - 利用者負担第 1 ・ 第 2 ・ 第 3 段階に該当する利用者とは、おおまかには、介護保険料段階の第 1 ・ 第 2 ・ 第 3 段階にある次のような方で、かつ、預貯金等の合計が下記の基準の方です。
 - 【利用者負担第 1 段階】
生活保護を受けておられる方か、所属する世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金を受けておられる方
預貯金等が 1,000 万円（夫婦は 2,000 万円）以下の方
 - 【利用者負担第 2 段階】
所属する世帯全員が市町村民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金（障害年金・遺族年金）収入額の合計が年額 80 万円※以下の方
預貯金等が 650 万円（夫婦は 1,650 万円）以下の方
 - 【利用者負担第 3 段階①】
所属する世帯全員が市町村民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金（障害年金・遺族年金）収入額の合計が年額 80 万円※超 120 万円以下の方
預貯金等が 550 万円（夫婦は 1,550 万円）以下の方
 - 【利用者負担第 3 段階②】
所属する世帯全員が市町村民税非課税で、利用者負担第 1 ・ 第 2 ・ 第 3 段階①以外の方
預貯金等が 500 万円（夫婦は 1,500 万円）以下の方
- ※令和 8 年 8 月以降、82.65 万円に変更となります。
- 利用者負担第 4 段階の利用者の方であっても高齢者二人暮らし世帯などで、お一人が施設に入所しその利用料を負担すると、ご自宅で暮らす方の生活が困難になると市町村が認めた方は、「利用者負担第 3 段階」の利用料負担となります。
 - その他詳細については、市町村窓口でおたずね下さい。

負担額一覧表（1 日当たりの利用料） （下段：令和 8 年 8 月 1 日～）

	長期入所食費	ユニット型個室
利用者負担第 1 段階	300 円	880 円
利用者負担第 2 段階	390 円	880 円
利用者負担第 3 段階①	650 円 680 円	1,370 円
利用者負担第 3 段階②	1,360 円 1,420 円	1,370 円 1,470 円

【 相談・苦情を処理するための措置の概要 】

<相談・苦情受付窓口>

1. 1階事務所受付カウンター
2. 1階ロビーの「ご意見箱」

<相談・苦情受付担当者>

1. 支援相談員
2. 介護支援専門員（ケアマネジャー）
3. 事務員
4. その他職員

<相談・苦情解決責任者>

1. 施設長

<相談・苦情処理手順>

1. 相談・苦情の受付
相談・苦情の内容を確認させていただきます（相談・苦情・希望・その他の確認）
2. 相談・苦情解決責任者への報告
3. 相談・苦情解決責任者は相談・苦情の内容により処理方法を決定いたします
 - ①事業所内の関係部署と共に解決
 - ②法人本部または顧問弁護士と共に解決
 - ③関係機関と連携して解決（必要に応じて行政窓口等を紹介いたします）
 - ・市区町村の介護保険窓口
 - ・京都府の介護保険窓口
 - ・国民健康保険団体連合会（国保連）
 - ・介護認定審査請求・他の介護保険サービス事業所
4. 相談・苦情内容を記録します
5. 再発防止に努めます

<相談・苦情対応フロー>

